

權利關係

第1節 詐欺

- 詐欺による意思表示は、取り消すことができる。
- 詐欺による取消しは、善意の第三者に対抗できない。
- 第三者による詐欺は、相手方が悪意の場合のみ取り消すことができ、善意の場合は取り消せない。

第2節 強迫

- 強迫による意思表示は、取り消すことができる。
- 強迫による取消しは、善意の第三者に対抗できる。
- 第三者による強迫は、相手方が善意でも取り消せる。

第3節 虚偽表示

- 相手方と通謀して行った虚偽の意思表示（虚偽表示）は、無効となる。
- 虚偽表示による無効は、善意の第三者に対抗できない。善意の第三者に過失がある場合や、登記がない場合も、無効を対抗できない。
- 虚偽表示による無効は、善意の転得者に対抗できない。

第4節 心裡留保

- 表意者が、真意でないと知ってなした意思表示（心裡留保）は原則として有効である。
- 表意者が、真意でないと知ってなした意思表示であっても、相手方が表意者の真意を知っている場合、または知ることができた場合は無効となる。

第5節 錯誤

- 要素の錯誤がある意思表示は無効となるが、表意者に重大な過失があるときは無効を主張できない。
- 錯誤による無効は、原則として表意者しか主張できないが、表意者が錯誤を認めている場合は、表意者の債権者が表意者に代位して無効を主張できる。
- 動機の錯誤については、動機が相手方に表示されている場合のみ、無効を主張できる。